

浜松市は、中小事業者等のサービスロボット導入の取組を応援します。



二次募集申請受付

浜松市中小事業者等

サービスロボット 導入支援事業費補助金

補助対象
経費

個人事業主や中小企業等の皆様が行うサービスロボット導入の取組みにかかる経費が対象です。

- サービスロボット**購入費**及び**リース料**
- サービスロボット導入に伴う**技術指導費**

【サービスロボットとは】

移動能力があり、物の取り扱いや情報交換など、人との相互作用で支援タスクを実施するロボット

例) 搬送ロボット、配膳ロボット、警備ロボット、清掃ロボットなど

補助率
・
限度額

- 補 助 率: **2分の1以内**
- 補助上限額: **200万円**
- 補助下限額: **50万円** (リースの場合は**10万円**)

※当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

申請期間

令和8年**8月3日**(月)～令和8年**9月30日**(水)

※予算に達し次第終了予定

申請方法

郵送申請・WEB申請

問 合 せ

浜松市中小事業者等

サービスロボット導入支援事業費補助金事務局

〒430-0944 浜松市中央区田町324-3 出雲殿互助会田町ビル2階

電話 053-489-3310 (平日9:30～17:00)



令和8年12月15日までの事業完了が必要です。

補助対象事業 の要件

補助対象事業の要件について

- (1) 浜松市内の施設等に対して、搬送ロボット、配膳ロボット、警備ロボット、清掃ロボットなどのサービスロボットを導入し、省人化による生産性向上を図る事業であること。
- (2) 補助対象期間内に、発注から支払まで完了すること。
- (3) 令和8年度において、同一事業につき1回の申請であること。
- (4) 令和8年度において、補助事業と同一の事業にて、他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業でないこと。
- (5) 公序良俗に反する事業でないこと。

補助対象者

次の条件に当てはまる方が申請可能です。

- (1) 市内に主たる店舗・工場・事業所・支店を有する中小事業者等
- (2) 営利を目的として事業を営んでいること。
- (3) 申請日時点において事業活動の実態があり、引き続き事業活動を継続する意思があること。
- (4) 市税を完納している者であること。
- (5) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由がある者であること。

申し込みからお振込までの流れ

